

松江市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成31年1月

松江市通学路安全推進会議

1.プログラムの目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市では平成24年8月から10月までの間に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

通学路の安全確保については継続した取組が必要であることから、このたび関係機関の連携体制を構築し、「松江市通学路交通安全プログラム」を策定しました。また、平成30年には新潟市において、下校途中の児童が殺害されるという痛ましい事件も発生しました。今後は本プログラムに基づき、交通安全及び防犯の観点からも児童生徒が安全に通学できるように取り組んでまいります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「松江市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で策定しました。

構 成 員	役 割
【市教育委員会】 ◎松江市教育委員会生徒指導推進室長	学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導助言及び安全教育の推進を支援することとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
【交通安全担当部署】 ●松江市総務部総務課長 ・松江市交通安全対策会議参事	関係機関・組織と連携し、松江市における交通問題の総合的な施策を推進するとともに、交通安全指導・防犯など、児童等の安全確保対策に取り組みます。
【道路管理者】 ・国土交通省松江国道事務所建設専門官 ・国土交通省松江国道事務所松江維持出張所長 ・島根県松江県土整備事務所維持管理部維持課長 ・松江市都市整備部管理課長	所管する道路に関し、学校が指定する通学路の整備等に関する安全確保に取り組みます。
【警察署】 ・松江警察署交通第一課長 ・松江警察署生活安全課長	児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取り締まりや防犯対策などに取り組みます。

【学校】 ・松江市中学校長会代表 ・松江市小学校長会代表	より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
【PTA】 ・松江市PTA連合会代表	通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、地域や家庭における安全教育などを行います。

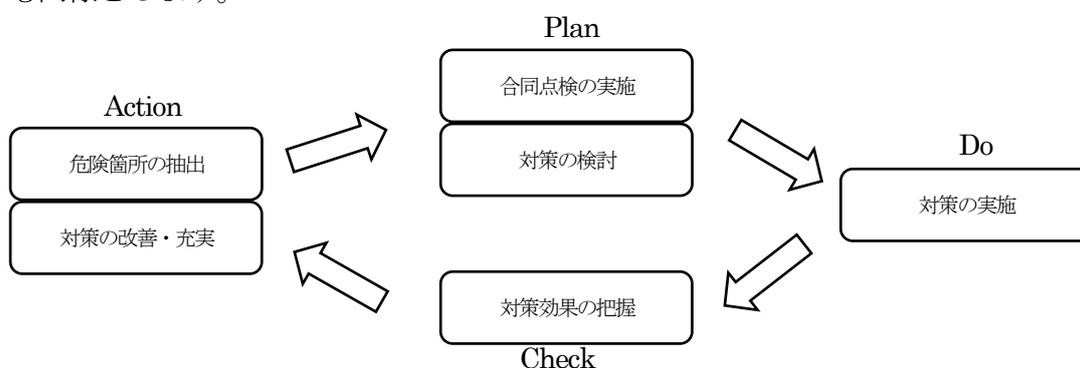
(◎：会長、●：副会長)

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を継続的に確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。なお、合同点検を実施せずに対策を検討する場合も同様とします。



(2) 危険箇所の抽出

学校ごとに危険箇所の抽出を行います。

(3) 合同点検の実施

○重点箇所の選定

抽出された箇所のうち、松江市通学路安全推進会議において、重点箇所を選定し合同点検を実施します。

○合同点検の体制

学校ごとに教育委員会、警察、道路管理者、学校、保護者、自治会等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

合同点検等の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに防護柵設置や路面標示のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

対策実施後、実際に期待した効果が上がっているのか、学校から対策実施後の効果について本会議事務局へ報告を求め、その状況を把握します。

(7) 対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

時 期	内 容
3月～5月	危険箇所の抽出 ・市立小・中・義務教育学校から危険箇所票の提出（A） ・対策実施効果について該当小・中学校から報告書の提出（C）
7月	第1回通学路安全推進会議 ・対策の改善・充実（A） ・合同点検箇所の選定
8月	合同点検の実施 ・現地での対策方法・実施者の検討（P）
通年	対策の実施 ・対策の実施（D）
1月	第2回通学路安全推進会議 ・対策状況の確認 ・各小・中・義務教育学校への回答確認
2月	危険箇所対策一覧表・危険箇所図の公表

4. 合同点検箇所に関する情報共有

合同点検を実施した箇所については、学校ごとの点検結果や対策内容等の情報を関係者間で認識を共有するために、通学路の危険箇所対策一覧表や通学路対策箇所図を作成し、ホームページで公表します。

5. その他

合同点検を実施せずに対策を検討する場合についても、上記3.(3)を除いた同様な取組を実施し、関係者間で認識を共有していきます。